

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	( )
連 結 年 度	・	・		

  

各 連 結 法 人 に お け る 計 算 等	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	前 期 繰 越 税 額 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額	31	円	
		調整前連結税額の個別帰属額	2			総調整前連結税額基準額の残額	32	
		取得価額の合計額	3		内	繰越可能額の合計	33	
		税額控除限度額	4			繰越可能額の合計	34	
		調整前連結税額基準額	5			合 計	35	
		個別帰属額基準額	6			調整前連結税額超過構成額	36	
		法人税額基準額	7			繰越前連結税額	37	
		当期税額控除可能額	8			合 計	38	
		調整前連結税額超過構成額	9			当期分の特別控除額の合計額	39	
		当期分の特別控除額	10			労務費の額の合計額	40	
	繰越税額控除限度超過額	11		教育訓練費の額の合計額	41			
	調整前連結税額基準額	12		教育訓練費割合	42			
	個別帰属額基準額	13		0.25% ≤ (42) の場合	43	0.12		
	個別帰属額基準額の残額	14		0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合	44			
	法人税額基準額	15		教育訓練費に係る税額控除限度額	45	円		
	当期繰越税額控除可能額	16		総調整前連結税額基準額	46			
	調整前連結税額超過構成額	17		差引当期税額基準額残額	47			
	当期繰越税額控除額	18		当期税額控除可能額	48			
	教育訓練費の額	19		調整前連結税額超過構成額	49			
	教育訓練費の額	20		当期分の特別控除額	50			
	教育訓練費に係る特別帰属額	21		法人税額の特別控除額の合計額	51			
	当期分の特別控除額の個別帰属額	22		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
	連結所得の金額	23		連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額	
	適用対象事業基盤強化設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額	24			52	53	54	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額	25		平 . . . ①	円	円		
	調整前連結税額	26		平 . . . ②			外 円	
	総調整前連結税額基準額	27		計		(16)		
	当期税額控除可能額の合計額	28		当期分	(4)	(8)	外	
	調整前連結税額超過構成額	29		合 計				
	当期分の特別控除額の合計額	30						

各  
連  
結  
法  
人  
に  
お  
け  
る  
計  
算  
等

別表六の二十 平二十四・一・十以後終了連結事業年度分

## 別表六の二(十)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の12第2項、第3項若しくは第5項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》又は平成22年改正前の措置法第68条の12第2項、第3項若しくは第5項《事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作

成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

3 「翌期繰越額54」の各欄の外書には、措置法第68条の15の3《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十六)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

4 「取得価額の合計額3」の欄の内書には、措置法第68条の12第2項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第1項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の別表六の二(十)付表「差引改定取得価額9」の金額の合計額を記載します。